

## 宮島地域コミュニティ推進協議会規約

### 第1章 総 則

#### (名称及び組織)

第1条 本会は、宮島地域コミュニティ推進協議会(以下「本会」という。)と称し、宮島地域の町内会、各種団体および本会の趣旨に賛同し会長が特に認めたものをもって組織する。

#### (目的)

第2条 本会は、「世界遺産の島」宮島地域における親睦と連帯を強化し、地域課題の解決や地域住民のより活発な交流を図り、住みよい活力ある地域づくりを目指した自主的・主体的な地域活動を行うことを目的とする。

#### (事務局)

第3条 本会の事務局は、会長の定める所に置く。

### 第2章 事 業

#### (事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を推進する。

- (1) 地域の安心・安全、生活環境・福祉に関すること。
- (2) 地域の伝統・文化の振興及び地域内外の交流促進に関すること。
- (3) 地域の各種団体等の活性化および各種団体相互の連絡協調に関すること。
- (4) 地域自主防災活動に関すること。
- (5) 地域学校協働活動に関すること。
- (6) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

### 第3章 役 員

#### (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 若干名
- (4) 部会長 第13条に掲げる部会の長
- (5) 監査 2人
- (6) 会計 1人

#### (役員を選出)

第6条 会長、副会長及び監査は、総会において選出する。

2 理事は、町内会および各種団体から選出された代表者をもってあてる。

3 部会長は、部会において選出する。

4 会計は、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し会務を統括するとともに総会、役員会を招集し、その議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその仕事を代行する。

3 理事及び部会長は、本会の業務について審議し、運営にあたる。

4 監査は、本会の会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

5 会計は、本会の会計事務を処理する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補充役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、役員会の承認を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の相談に応じ意見を述べるものとする。

## 第4章 会議

(会議の種類)

第10条 本会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

(総会)

第11条 総会は、本会の役員、部会員、総代会地区理事及び各種団体の長をもって構成する。

2 総会は、毎年1回とし、必要あるときは臨時総会を開催することができる。

3 総会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、他の出席者に委任した者は、出席とみなす。

4 総会の議決は、出席者の過半数の賛成により決定し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

5 総会は、次の事項を審議・議決する。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 事業報告及び決算に関すること。

(3) 規約の改廃に関すること。

(4) その他、本会の運営に関し重要な事項に関すること。

(役員会)

第12条 役員会は、第5条に規定された役員をもって構成する。

2 役員会は、必要な都度開催する。

3 役員会は、次の事項を審議・議決する。

(1) 総会に提案すべき事項に関すること。

(2) 各部会から提案された事業案に関すること。

(3) その他、会長が特に必要と認める事項に関すること。

4 軽易な事項は、役員会の議決により総会の議決にかえることができる。

(部会)

第13条 本会に部会を置くことができる。

2 部会員は、第1条に規定する者をもって構成する。

3 部会に副部会長を置くことができる。

4 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

5 部会は、年間の事業計画案の策定及び各事業案の具体的な実施方法を研究協議し、役員会に提案する。

## 第5章 会計

(経費)

第14条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(予算の流用)

第16条 会長が必要と認めるときは、各予算費目について、相互に流用することができる。

(委任)

第17条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会の議を経て別に定める。

附 則

1 この規約は、この会の成立の日から施行する。

2 平成19年度の役員の任期及び会計年度は、この会の成立の日から翌年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成24年5月8日から施行する。(第4条関係)

この規約は、平成27年5月14日から施行する。

(第1条、第6条、第11条、第13条関係)

この規約は、平成30年5月17日から施行する。(第4条、第16条関係)

この規約は、令和元年5月16日から施行する。(第4条関係)

この規約は、令和3年5月26日から施行する。(第4条関係)